

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費
（令和5年度決算）

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられております。その地方消費税交付金の増収分については、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度鶴田町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 166,230 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費 2,236,390 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和5年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業（老人福祉費）	187,289	1,075	13,700	284	32,591	139,639
	障害者福祉事業（心身障害者福祉費）	720,280	575,078	0	2,010	27,096	116,096
	児童福祉事業（乳幼児・子ども医療給付事業費）	742,213	525,355	40,700	29,406	27,769	118,983
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	44,521	34,716	0	0	1,855	7,950
	介護保険特別会計繰出金	219,593	24,953	0	0	36,831	157,809
	後期高齢者医療特別会計繰出金	53,093	39,820	0	11,541	328	1,404
保健衛生	保健衛生費（病院事業繰出金・予防費・健康推進費）	269,401	58,647	0	633	39,760	170,361
計		2,236,390	1,259,644	54,400	43,874	166,230	712,242

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。